

第 6 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 23 年 11 月 21 日

○事務局

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第 6 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は早朝から、また委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

申しおくれましたが、私は文化市民局市民生活部の石田と申します。本日の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以後の進行等につきましては、失礼ながら、座りながらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この監理委員会でございますが、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いにつきまして、透明性、客観性、公正性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくものでございまして、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は原則公開とさせていただき、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承の程よろしくお願いいたします。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日のお手元の資料にも資料 8 及び資料 9 ということで添付させていただいているところでございます。

それでは、議事の進行につきまして、安保委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○安保委員長

本日はどうもありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。本日は報告が2件、意見聴取が3件でございます。最初に、報告案件について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

奨学金等の返還事務を担当しております担当課長の西尾と申します。よろしくお願いいたします。失礼して着席しまして説明をさせていただきます。

それでは、「奨学金返還事務の取組状況」と「督促・催告等の実施状況」について、併せて御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。「奨学金返還事務の取組状況」について、平成23年9月末日現在の状況を御報告いたします。

なお、奨学金の返還年度は、学校卒業後6箇月後から返還開始となるため、平成23年9月末日というのは、平成22年度返還分の履行期日となっております。

まず、「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。平成20年に奨学金制度を抜本的に見直したことによって、新たに返還を求めることとなった借受者を対象としたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。借受者数につきましては、1,404人でございます。

まず、「①免除中」の状況につきましては、制度見直し前に手続を行った者を含め、所得が一定基準以下などのため平成22年度返還分が免除されている方を示しております。これらの方が1,159人となっており、借受者のうち82.5%、約8割の方が免除決定を受けているということになります。

次に、「②猶予中」につきましては、在学中であることなどのため、平成22年度返還分が猶予されている方を示しております。これらの方が74人となっており、借受者のうち5.3%の方が猶予決定を受けているということになります。

一方、「③返還請求中」につきましては、これら免除又は猶予の決定をしておらず、

返還を請求している方を示しております。これらの方が１７１人となっており、借受者のうち１２．２％であり、実質的な返還を求めている方ということになります。

「③返還請求中」の内訳を見ますと、「④返還済」というのは、奨学金の全額を返還した者を含め、平成２２年度返還分までを返還済みである方を示しており、８４人となっております。「③返還請求中」のうちの４９．１％に当たります。

次に、返還請求を受けても平成２２年度の手続を何らされていないのが、「⑤２２年度未手続」の方となります。そのうち滞納は、履行期限を迎えた平成２２年度返還分の納付がない方で、督促・催告手続の対象となり得る方を示しており、８７人となっております。その具体的な内訳については、（注３）の「滞納者８７人の内訳」で示しております。返還見込３１人は履行期限を遅れながらも返還の見込みのある方であり、相談中９人につきましては免除申請を受け付けたものの一部書類不備のため補正中であり、免除見込みとなっている方などでございます。したがって、所在不明１１人も除き、実質的な滞納者というのが、その他で示す３６人となります。

さらに、その３６人につきましては、おおむね拒否されていると判断している方が２２人で、これらは訴訟を視野に入れた言動を示されたり、面談を拒否あるいは面談するのが困難な方となっております。それ以外の１４人の方につきましては、返還手続に応じる意思の確認にまでは至っておりませんが、継続して返還手続の依頼に係る話をすることができている方などになります。したがって、実質的な滞納者と言える方を借受者総数に対する比率で見ますと、その他の３６人で見ますと約２．６％でありまして、おおむね拒否されている２２人で見ますと約１．６％となっております。

なお、（注２）にございますが、滞納額がある者の総人数としましては、現在は免除の適用中となっているものの、滞納分があり、それらを分納誓約している方が１９人ございますので、先ほどの８７人にこれを加えて、１０６人となります。

次に、「(2) 平成２２年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」について

でございます。これは、高校、大学別、かつ、年度別、すなわち債権単位で返還債務の状況を把握しようとするものでして、直近の返還年度である平成２２年度返還分について示したものでございます。したがって、計上している件数が先ほどまでの実人数での表記とは数字の意味が異なったものとなっております。

なお、前回までの報告では、平成２０年の制度改正後に対応を要したもののみを掲げておりましたが、返還年度に係る全件数が明らかとなるよう、今回から制度改正前に免除・猶予等の手続を取っていたものも含めて表記するように改めております。

具体的に件数ベースで見えますと、対応すべき件数は１，７２２件となっております。そのうち猶予となっているのは、在学中であるもの８０件、収入の大幅な減少によるもの４件で、合計で８４件、４．９％となっております。今申し上げた区分につきましては、下のほうに隅括弧で【返還猶予の内訳】として書いてございますので、御覧いただきたいと思います。

また、免除となっているものは、年間の所得が生活保護基準の１．５倍以下に該当したものが１，４４８件、借受者本人が死亡していたもの１件で、合計１，４４９件、８４．１％となっております。

一方、免除や猶予となっておらず、返還をいただくべき件数は１８９件で、そのうち収入し完納となっているものが９０件となっております。これを収入率で見ますと、４７．６％となっております。これも今後の見込みを加えますと７割程度になるのではないかと見込んでおります。

次に、「２ 平成１２年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。これは、平成１２年度以前に返還の始期を迎えた債権につきまして、自立促進援助金に係る住民訴訟確定判決において、自立促進援助金の一律支給が違法であるとまでは言い難いと判断され、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会中間報告においても、返還を求める理由付けが困難であると示されたことなどを踏まえ、返還を免除することとし、平成２０年１１月市会で制定した京都市地域改善対策

奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例における規定に基づき、免除決定した状況を示したものでございます。

具体的には、直近の状況として平成22年度の実績を示しております。平成21年度返還分2,699件,1億9,696万711円などを免除決定しております。

3ページを御覧ください。「前年度以前分に係る債権別の免除、猶予及び返還請求の状況」としまして、前年度以前分に係る債権別の状況については、今回から参考として資料を添付することとしております。資料の構成とその特徴点のみ簡単に御説明します。

まず、「1 平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。平成19・20年度及び21年度の状況を示しております。それぞれ平成22年度返還分と同様、制度改正前に手続をしたものを含めて全件の状況を示すように改めております。また、平成19・20年度返還分につきましては、制度改正後に新たに返還を求めることとなった平成15年度以前貸与分に加えて、今回、既に返還の対象としていた平成16年度以降貸与分を区分して記載しております。

次に4ページでございます。隅括弧で示しておりますが、これは各返還年度別に返還猶予及び返還免除の理由別内訳を記載したものでございます。このうち「特別な事情」による猶予につきましては、(注)で示してございますけれども、平成23年10月以降に新規決定した10件2人分を含めまして13件3人分が報告案件となっておりますので、別紙にて報告資料を載せているところでございます。

次に、「2 50万円以上の高額滞納者の今後の見込みについて」でございます。前回の第5回監理委員会で、裁判手続対象者を滞納金額50万円以上とし、うち裁判手続着手対象者を滞納金額100万円以上としたことを踏まえ、現在のまま滞納が継続するとした場合の年度別の該当見込み人数を示したものでございます。前回報告時と比べますと、合計では、50万円以上で4人、100万円以上で3人がそれぞれ減少しております。平成23年度では、50万円以上が2件減少して10人となっております。

りますが、１００万円以上では前回報告と同様二人となっております。

次に、「３ 平成１２年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」についてでございます。これは１９年度及び２０年度返還分に係る一律免除の状況を示しております。それぞれ、２億円程度を免除しているところでございます。

次に、５ページでございます。これは前回以降これまでに報告案件に当たるとして決定した特別な事情による返還猶予につきまして、特別な事情及び考慮すべき背景のそれぞれの区分への該当状況を示す総括表でございます。６ページからこれまでの経過等の概要を記載した個票をそれぞれ添付しておりますので、御確認をいただきたいと思います。中身を少し見てみますと、第三者の情報による影響や行政不信などを背景として、対象者に具体的な説明ができないまま時間が経過したもの、あるいは履行期限経過後に借受者本人の返還意思が確認できたものなどとなっております。

次に、資料２を御覧ください。これは前回の監理委員会で報告いたしました平成２３年３月催告分以後に行った６月及び９月の催告等の実施状況について報告したものでございます。

平成２１年度以前返還分の滞納者については、先ほどの資料１でお示したように、分納誓約している者を除き、平成２３年９月末日現在では５５人となっておりますが、これは６月・９月に催告をしたことなどによる結果ということになっております。

「１ 催告の実施」でそれぞれの実施状況を見てみますと、６月１日現在では、分納誓約等により返還している者を除く滞納者が６４人であり、所在不明１２人と相談中等の者１４人を除いた３８人に対して催告し、催告後に返還手続等をした者は、右側になりますけれども、４人となっております。その結果、９月１日現在では、下のほうの欄になりますが、滞納者数が６０人となり、所在不明１２人と相談中の者２１人を除いた２７人に対して催告をし、催告後に返還手続等をした者は５人となっております。

また、保証人請求については、催告の２回目以降に行うこととしておりますが、そ

れぞれ下段に書いてございますけれども、保証人が死亡している場合などを除きまして、約 8 割の者に対して実施しております。

また、催告の効果につきましては、面談中及び催告実施といった対象者に何らかの働きかけをした件数に対して、その後に返還手続が実施された率を累計で見てもいいと、6 月 1 日現在の所在不明者を除く 52 人に対して合計で 9 人の方が手続をされたということでございますので、17.3%，約 2 割の方に進捗が見られたと言えるかと思います。ただし、そのほとんどが相談中の結果でして、催告実施をしたものの効果という点では、括弧で数字を示しておりますけれども、実績は 1 件に止まっております。したがって、継続的な対話に効果があることがここでは表れているのではないかと考えております。

次に、「2 催告後の返還手続の内訳」について見てまいります。合計で 9 人が返還手続に応じておりますが、完納した者が合計で 5 人、分納誓約等が合計で 3 人、特別な事情による猶予が 1 人となっております。

以上の報告となりますが、裏面を御覧いただきますと、参考としまして、今後 1 年間の催告等のスケジュールについて、平成 22 年度からの滞納者の方とそれ以前からの対象者の方を区分して載せてございます。

奨学金返還事務の取組状況及び督促・催告の実施状況に関する事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。ただ今、「返還事務の取組状況」と「督促・催告の実施の状況」について報告いただきましたが、委員の皆様から何か御質問等はございませんでしょうか。

○田多委員

質問ではないのですが、継続した対話が効果的であるということをお聞きしましたので、これからもどうぞよろしくお願いします。

○事務局

今、御意見をいただきましたが、督促・催告をしながらも、単にそれらを送るのではなくて、実際にお話をしながら、私どもがどういう考え方で進めているのかをお伝えし、しっかりと信頼関係を作りながら進めていることが、少しずつ手続に結びついているのではないかと考えております。今後も御指摘に十分な留意をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○安保委員長

催告は何回もされていることにはなりますが、これらについて何回も催告が来てうるさい、不快であるなどと言われる方とかはいらっしゃらないのですか。

○事務局

特に催告の件については、具体的には対話をしている方は除いて実施しております。先ほどお示ししたような、訴訟を視野に入れている方でありますとか、面談を拒否されている方、お会いすることが難しい方などの22人と、それらに相当するような方を加えて、少し幅を持って催告しているところでございますので、うるさい云々とおっしゃられるというよりは、実質的な対応をいただけないことが私どもで確認が取れているような方になっているかと思えます。

○安保委員長

特に意見はございませんでしょうか。そうしましたら、ただ今報告いただいた件については特にこれ以上質問はないということでよろしいでしょうか。

では、引き続き取組をしていただきますようお願いします。

次に意見聴取案件に入りたいと思います。まず、「所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直し（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の見直し（案）」について御説明します。資料3を御覧いただきたいと思います。

ここでは、第1回監理委員会で御審議いただいた所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準につきまして、その後、当初想定していなかった新たな事例が生じたことから、必要な見直しを行うものでございます。

「1 所在不明者に対する必要な調査の範囲の見直し」についてでございます。ここでは、新たに生じた事例と、それらの事例に対応するための調査方法を示しております。

まず、「(1) 取扱基準制定時に想定していた所在不明者と新たに生じた事例」でございます。取扱基準制定時には、借受者を含む対象者の世帯員全員の所在が全く分からないような場合を想定していたわけですが、その後、返還手続きに取り組む中で、父母の所在は確認できたものの、住民票を残したまま借受者が出ていってしまい所在が分からないと父母が申し立てるという、当初想定していなかったような新たな事例が発生したということでございます。その後も状況には特に進展が見られず、さらに、今後もこのような事例が発生しないとも限りませんので、取扱基準を見直すものでございます。

次に、「(2) 借受者を含めた世帯で借受者のみが所在不明となった場合の調査方法」でございます。大きく分けて二つの方法を考えております。

「ア 行方不明者届が出されている場合」につきましては、行方不明者届を警察に提出されている場合は、その証明等を提出いただければ、それにより所在不明であるという事実確認をするということでございます。この場合、そのような事実が3年継続する場合には、通常の手続きとして、親族等からの免除申請により免除の対象としていくということでございます。

次に、「イ 行方不明者届が出されていない場合」につきましては、これは客観的かつ直接的に所在不明を確認する方法というものはございませんが、申立内容と事実との間に明らかな不整合がないかを確認するために、住民票以外の公的証明であって本人に関する情報を確認できる手段の一つとしまして課税証明等がございますので、

この課税証明の提出を求めまして、間接的又は補強的な資料に止まりますけれども、それらで確認するというものでございます。この場合、申立てにかかわるものとしまして、借受者本人と父母等の世帯主の両方の課税証明を求めることとしたいと考えております。

なお、課税証明の発行の取扱いにつきましては、各自治体で定められているものでございますけれども、通例、住民票と同一世帯に属する方は当該世帯員の課税証明を委任状・同意書などを要することなく発行できる取扱いとしておりますので、今回のケースでは所在不明となっている借受者につきましても同一世帯ということになっておりますから、父母等が取得することが可能だということでございます。

「(7) 具体的な確認内容」でございますが、これは借受者の収入の有無と父母の扶養対象の有無との二つの項目を課税証明により確認するというところでございます。

「(4) 確認内容に基づく対応」につきましては、確認内容によって三つの場合がございまして、まず、借受者の給与等の収入があると判明した場合につきましては、所在不明と取り扱うことは困難ですので、所在不明とは判断せず、住所地あてに督促状・催告書等を送付するなど、通常の返還手続を進めることとしたいと考えております。住民票は放置されたままではありますが、通常の経済生活を営まれていると推定されますことから、後に、住所地への連絡や、住民登録地の異動なども十分にあると考えております。

次に、父母が扶養控除をしている場合につきましては、扶養控除対象者がだれであるかを父母に確認し、借受者がその対象となっている場合には、所在不明とする申立てとの間に不整合が生じますので、所在不明として取り扱うことは不適切となってまいりますから、先ほどと同様、通常の返還手続を進めることとしたいと考えます。

最後のケースは次の2ページ目になりますが、先ほどの二つのケースに該当しない場合、すなわち、借受者の給与等の収入があることの確認ができず、かつ、借受者が父母の扶養控除の対象にもなっていない場合でございますが、申立内容との間に明ら

かな不整合が確認できませんので、所在不明とみなすことになります。そして通常の取扱い同様、その後も継続した調査をしていくことになります。ただし、全く所在が把握できていない場合や、行方不明者届が提出されている場合とは異なりまして、住民登録地が確認でき、そこに父母等が居住しているという実態がございますので、所在不明であることが十分確認できているとまでは言えないわけですから、そのような事態が3年継続したことをもって、父母等からの免除申請により、返還免除の対象とする通常の取扱いをするということは適当ではないと考えております。

この場合は、4ページに参照条文を載せてございますが、地方自治法施行令第171条の6及び7で、無資力に近い状態にあつて履行期限延長の処分をした場合、10年経過後になお同じ状態にある場合は、当該債権を免除することができると定められておりますので、これら債権処理に準じまして、3年間ではなく10年間の継続調査をすることとしたいと考えております。

戻っていただきまして、2ページになりますが、「2 取扱基準の見直し（案）」でございます。ここでは、これまで説明してまいりました内容に基づき、追加して修正した部分を下線で示しております。現行の取扱基準は3ページのほうに掲載しておりますが、このうち、「2 必要な調査の範囲」の部分について、現行規定に借受者世帯が所在不明である場合との項目立てをしまして、一般的な対応を示したうえで、新たに借受者のみが借受者の属する世帯から所在不明である場合との項目を立て、今回の見直し内容を新規に追加して、修正することとしております。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見や御質問がございましたらお願いします。西田委員、どうぞ。

○西田委員

確認ですが、今回、この取扱基準制定時に想定していた事実とは異なる事実が生じたので新たな基準を設けるということはよく理解できるのですが、この種の事態というのは、過去に一回もなかったのでしょうか。今までこういう事態が幾つかあって、それらが増えてきたので、今回の基準の見直しに至ったのか、又は、まだ対象としては現れていないものの、検討する中でこういう事態も起こり得るかもしれないということで、今回の見直し案になったのでしょうか。まず、その点を御説明願います。

○事務局

今の御質問ですが、これまでの間に新たな事例が既に発生しておりまして、今の段階でも特にそれ以上の確認が進まない状況にあるものが、先ほど御説明した11名の所在不明者の中で1件ございます。それと、今も御指摘がありましたが、免除制度については、免除の決定から5年間が免除期間となり、その後5年ごとに申請することになりますが、その中で住所地の異動が発生することもあります。その場合に、こういう事例が全く発生しないわけではないと考えておりますので、今後のことも考え、取扱いについて整理をした方が良くと判断し、見直したものでございます。

○西田委員

分かりました。そうしますと、今後こういう事態が起こる可能性が出てくることも含めて、今回見直しをされるということですが、逆に言えば、現在、これ以外に、所在不明者で起こり得るようなことは考えておられないということによろしいですか。

○事務局

どこまで予測できるかというのは難しい話ですが、現在所在不明となっている11名について、どのような状況であるかを少し御説明したいと思います。

所在不明の11名については、まず住民票を確認し、現地確認をし、それから必要に応じてプライバシーに配慮しつつ聞き取りをする中で所在の確認をしてきたものですが、その結果、所在不明とみなす者が11名となったものです。これらの方々については、奨学金の貸与時から色々な書類のやり取りがあり、それらに含まれる附属の

資料等もございますので、それらを再度もう一度整理いたしまして、住所地の確認等について再調査を進めましたところ、すべてではありませんが、借受者又は保証人の住所登録地が一応判明したものが、うち８名ほどおられました。ただ、今は住所地を確認した段階でして、まだ具体的に現地調査等には至っておりませんが、そのような状況でございます。

そのほかに、海外に転出しておられるケースが１名ございまして、後は、再調査を継続している方が１名、それから所在についての見当が全くつかない方が１名というような状況です。１１名中、これらの３名を除く８名の方々については、所在がおおよそ判明しておりますので、今後接触を進めてまいります。その中で、先ほどお伝えしたような、住民票が父母と一緒にいがらっしゃらないというケースが出てくるかもしれない。このような形で所在不明については調査が進んでいるという状況でございます。

○西田委員

はい、分かりました。そうしますと、旧基準、要するに元の取扱基準では、細かいことを前提とせず、借受者の所在が３年以上継続して不明である場合には、返還免除の要件の一つに考えたわけですね。そこで、既に返還免除の手続をした方がいて、この新たな取扱基準を設定した場合に、実は先ほど言われた１０年基準に該当するような事例はありますか。

○事務局

所在不明による免除につきましては、３年以上継続して必要な調査をしても同じ状況である場合に、親族から申請があれば認めるという形をとってございますが、現在のところ、３年以上経過して免除決定したものはありませんので、その点での齟齬は生じないと考えております。

○安保委員長

先ほどの説明の中でよく分からなかったのですが、所在不明の１１名の方の中で再

調査して住所地が分かったという方については、住民票に異動がないものの、どこか違う所で生活の本拠地が判明したということですか。

○事務局

これらにつきましては、返還開始の際に届出されていた住所地等を確認した段階では住民票の登録地が分からず、届出住所を現地調査しても所在が判明しなかったため、一旦所在不明の扱いとしたものの、その後、それよりも古い申請書類等を手掛かりにして再度調査をして、やっと住所がわかったというものでございます。

○安保委員長

そうすると、もともと把握されていた所の住民票が抹消や期間経過等で分からなかったものの、調査をして新たに住民登録している場所が判明したということですね。それで現地調査を行うということですね。

○事務局

はい、そうです。

○安保委員長

田多委員、御質問はございませんか。

○田多委員

特にございません。

○安保委員長

山下委員はどうでしょうか。

○山下委員

借受者のみが所在不明となった場合の調査方法で、行方不明者届、かつての家出人搜索願のことだと思いますが、それをメルクマールとされていますが、これに限る趣旨ではないのですか。

○事務局

これに限る趣旨ではございませんが、所在不明をどのように確認するかというのは

非常に難しい問題でして、実際に探していらっしゃるというのが明らかになっている部分については、一つの公的証明としての扱いができるのではないかと考えております。本市としましては、公的証明等によって客観的事実を明らかにしたうえで事務を進めてまいりたいと考えておりますので、もしほかにも適当な資料等があり、かつ、制度的に可能であれば、今後も検討していくことになるかと思えます。

○山下委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○安保委員長

この行方不明者の届出というのは、警察へ一回出せば、取り下げない限り、何年経過しても出したままになるのでしょうか。それとも、1年ごとに出さなければいけないものなのでしょうか。

○事務局

取扱いについてですが、その概況を見ておりますと、基本的に生命に危険が及ぶような、犯罪に巻き込まれたというような場合については、かなり綿密な調査をする仕組みになっておりまして、それ以外は、一般的な巡視等を経て情報収集するという形になってございますが、特に毎年度提出するというものではないかと思えます。

また、行方不明者が発見された場合については、プライバシーの関係で住所地を知らせてはいけない場合、例えば捜索人から暴行を受けているなどの恐れがある場合は、捜索人に通知ができないケースもあるものの、そうでない場合については、判明したら通知する仕組みになっていると聞いております。

○安保委員長

そうすると、最初に証明書を提出いただいて、それ以降の確認事項としたらそれを取り下げておられないという確認になるのでしょうか。

○事務局

行方不明の事実が継続していることについては、御指摘のとおり継続的に調査する

必要がありますので、証明や確認がどういう形でできるかは、各警察本部の取扱いにより多少異なる部分がありますが、証明という形で出していただける可能性がございますし、またそういう申請をしていることについての個人情報の開示を請求いただいて、その状況を確認するという方法もありますので、それらの手続を毎年度していただくということを想定しております。

○安保委員長

ほかに御質問はございませんでしょうか。

○田多委員

行方不明者届のことですが、行方不明だった本人が出てこられた場合など、それを警察に届けるのを忘れられる場合も生じるのではないかと思います。その場合は何か問題が生じないでしょうか。

○事務局

行方不明者届につきましては、借受者の父母等に警察へ確認をするということをお願いして、それで確認できる必要書類を提出していただくということを想定しておりますので、特に問題は生じないと考えております

○田多委員

はい、分かりました。

○西田委員

今回、取扱基準の見直しをされること自体は、過去への問題も起こってこないと今の時点で思われますので、その点は問題ないと思います。

今後、これ以外にも見直すべき問題が生じるかもしれませんが、その時に、取扱基準の見直しをした場合に、昔に遡及させることは不可能だと思いますので、困難かもしれませんが、新たな問題が起こるであろうと想定される場合には、できるだけ早く具体化していただき委員会に提出していただかないと、大きな問題となる可能性がありますので、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

西田委員が言われたのは、想定できるものについては早く、基準の見直しの案を挙げていただきたいということですよね。そうしないと、事案に合わせて後で基準を作ると、不公平となる場合もありますので。

○西田委員

今回の見直し案ですべて良しとするのではなく、当然、今後も想定している以外の事態も発生するかもしれませんので、それらに十分に注意していただきたいと思います。

○事務局

今、御指摘をいただいたように、やはり取扱いは公平なものにしないといけないと考えておりますので、現在所在不明の取扱いとなっている11名の方々についての今後の状況やそれ以外に想定されることも念頭におきまして、必要なものについては速やかに見直しの方向について検討したうえ、お諮りをし、取扱いが適正なものになるように改めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

もう一つ質問ですが、行方不明者届を出されていない場合には課税証明を出していただくということですが、これは10年間継続して調査されるということなので、その間は毎年課税証明を出していただかないと、10年間継続して調査したことにはならないということではよろしいのでしょうか。それとも、毎年の提出までは必要なく、例えば2年ごとでも良いのでしょうか。

○事務局

継続調査の内容としての課税証明による確認につきましては、毎年の提出を要しないという合理的な理由が認められるのであれば、確かに出していただかなくて良いということはあるかと思いますが、今のところ特にそういうことは想定をしておりませんので、毎年出していただくということで確認をしてまいりたいと考えております。

○安保委員長

ほかに御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、この意見聴取案件について承認ということによろしいでしょうか。

それでは、委員会としてこの意見聴取案件については承認することとします。

続いての意見聴取案件です。「奨学金返還事務における借受者本人への対応（案）」についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「奨学金返還事務における借受者本人への対応（案）」について御説明します。

資料4を御覧ください。ここでは、これまでの借受者本人への対応につきましては、連絡対象者である連帯保証人を接点として説明及び返還手続を進めてきたところがございますが、新たに裁判手続を視野に入れる必要が生じてきましたことから、奨学金返還事務の性格や課題、あるいはこれまでの取組状況などを踏まえまして、借受者本人への説明の進め方や裁判手続の相手方の確認方法などを整理し、定めることとしたものでございます。

「1 奨学金返還事務の基本的な性格と考慮すべき課題」についてでございます。ここでは、債権として管理すべきことと配慮すべき課題があることの二つの側面から基本的な認識を整理しております。

まず、「(1) 返還事務の基本的な性格」についてでございますが、債権であることとその適正な取扱いといった観点から、アからエまでの四つを掲げてございます。

「ア 金銭消費貸借契約に基づく返還請求」とは、奨学金返還請求が私債権であり、契約に基づき貸与した金銭の返還を請求するものであるということでございます。

「イ 債権確保の適切な実施」とは、地方自治法等に基づきまして債務者の資力状況に基づく履行期限の延長や免除などを含めまして、督促、強制執行などの適正な債権管理が求められているということでございます。

「ウ 裁判手続における借受者本人の権利の保護」とは、民事訴訟を私的紛争の最終的な解決手段とした場合、それは可能であれば避けるべきものでありますので、債権債務関係があることのお知らせや催告などは当然のことですけれども、免除申請や返還などのあらかじめ採り得る措置についても十分知ることができる状況にするというところでございます。

「エ 裁判着手における社会的費用等の適正さ」とは、同一事案で訴訟の重複を可能な限り避けるとともに、債権額や差し押さえ可能な資産が強制執行費用や争訟費用等に満たない場合に取立てをしないことなど、社会的費用として適正となることが求められているということでございます。

次に、「(2) 返還事務において配慮すべき課題」についてでございますが、地域改善対策奨学金等に係る返還事務であるという個別性に着目し、配慮すべき課題を二つ掲げてございます。

まず、「ア 奨学金制度見直し経過への配慮」でございますが、自立促進援助金の支給により実質的な給付としてきた経過を踏まえ、総点検委員会中間報告で付言されたように、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うことが求められているということでございます。これは資料の別紙2の1で、総点検委員会からの抜粋を載せてございますので、御覧いただけたらと思います。

戻りまして、「イ 新たに人権問題が引き起こされないことへの配慮」でございますが、これは当該奨学金が同和対策事業として同和地区住民の子弟に対する施策であったため、同和問題に係る差別が完全にはなくなっていないという現状等を踏まえ、返還手続を通じてそれらの貸与の事実が明らかになることによって新たに人権上の問題が生じることがないように、配慮が必要であるということでございます。

これらの判断に当たっては、資料の別紙1と、先ほどの別紙2を添付してございます。別紙1を見ていただきますと、同和地区実態把握等調査の結果というものがございまして、これは平成12年度まで実施していたものでございますが、これらに見られ

る若年層の地区外結婚の状況や配偶者への告知の状況、あるいは、法務省で行っております人権審判事件の新規救済手続件数、そしてそのうち同和問題に関する件数の状況、さらには連帯保証人や関係運動団体等の認識等につきまして、参考資料としてまとめております。

さらに、先ほどの資料2の中で、これまで監理委員会等でいただいた御意見で関係するものについて載せております。

戻りまして、人権上の問題ということですが、これは、家族や社会関係に何らかのひずみが生じるような恐れというようなものと捉えておりまして、具体的には、三角の括弧で書いてありますが、＜人権上の配慮が必要とされる場合＞ということで、①から③までを示しております。①としましては、借受者本人が旧同和地区の子弟であることを含めて貸与等の事実を知らない場合、②としまして、その配偶者等に旧同和地区の子弟であることを知らせていないような場合、③としまして、それら二つに該当する場合、この三つのケースを考えているということでございます。

次に、「2 借受者本人への説明の進め方と考慮すべき事項」でございます。ここでは、前項の基本的な認識を踏まえまして、借受者本人への説明の進め方を整理したものでございます。

「(1) 借受者本人への対応の考え方」では、基本的には借受者本人に説明すべきものであると考えておりますが、各家庭でのこれまでの事情を十分配慮する必要があるということから、連絡対象者である連帯保証人などを通じて対応することとしております。

次に、「(2) 具体的な進め方と考慮すべき事項」でございますが、先ほど申し上げましたように、現在約8割の方が免除となっており、おおむね拒否と思われる方が22人という状況を踏まえまして、返還手続が行われている場合と行われていない場合に分けて示しております。

まず、「ア 連絡対象者を接点として説明を行い、返還手続が行われている場合」

でございますが、返還が今後長期に及ぶ場合など、将来的には借受者本人が直接的に手続を行わなければならない可能性があることにつきまして、次の返還手続時期までを目安として連絡対象者にお知らせをし、より適切な対応をお願いするとともに、併せて借受者本人が人権上の配慮が必要とされる場合に該当するのかどうかの聞取り等を行うことを考えております。これは、現在免除中となっている約8割の方等を想定したものでございまして、将来、突然に問題に直面するというようなことを未然に防止し、借受者がより円滑な対応をすることが可能となるように事前に取り組むということでございます。

次に、「イ 連絡対象者を接点として説明を行っても返還に応じない場合」でございます。現在、おおむね拒否をされている方22人などへの対応を想定しているものでございます。この場合、裁判手続を視野に入れざるを得ませんので、「(7) 連絡対象者への借受者への説明の依頼」を行いまして、3箇月などの相当期間が経過しても応じていただけない場合には、「(4) 連絡対象者が借受者への説明を行わない場合」としまして、貸与の事実を本人に伝える旨をお示ししたうえ、借受者本人に必要な説明を行うということにしております。また、これらの実施時期につきましては、波線の下線で示してございますけれども、少なくとも最終催告の一つ前の催告の段階では、直接借受者本人への通知が必要であると考えておりますから、その半年前には連絡対象者に本人への説明を依頼し、最終催告の一つ前の催告までには本人への説明を行っておくということを時期の目安としたいと考えております。

なお、これらを実施するに当たっての考慮すべき事項としましては、(7)又は(4)のなお書きでそれぞれ示しておりますが、連帯保証人に対して本市の進め方や採り得る対応方法などに関してあらかじめ十分な情報提供を行うことや、本人への説明に際して本人が貸与等の事実を知らないことを前提として本人以外に情報が伝わらないように慎重に対応すること、さらには、本人説明などでは十分な時間を要することも考えられますことから、それらの状況があれば、目安の時期にかかわらず適切な時間の確保

に留意すること、などであると考えております。

最後に、「3 裁判手続における借受者本人の取扱い」についてでございます。

これは、連帯保証人のみを相手方とするという例外的な取扱いを定めるものでございまして、第5回監理委員会では、連帯保証人から借受者に対する人権上の配慮が求められるなど、やむを得ないと認められる場合に検討することとしましたが、それらを具体的に検討した結果でございます。これまでの説明の内容を踏まえ、次の三つの要件のいずれをも満たす場合に認めることと考えております。

まず、「(1) 連帯保証人から借受者を対象としないように申出があった場合」でございますが、これは例外的な取扱いとして、個別の状況を踏まえて判断すべきであることから、申出があった場合に限り対象とするということでございます。

次に「(2) 申出に合理的な理由があり、当該申出に明らかな矛盾がない場合」とは、申出の理由が先ほどお示ししました人権上の配慮が必要とされる場合に該当し、かつ、該当者の住民票等の履歴が申出と明らかに矛盾するようなことになっていないということでございます。

「(3) 連帯保証人が債務履行に責任を負える場合」でございますが、裁判着手における社会的な費用等の適正さを踏まえますと、連帯保証人のみを対象としても債務の履行が達せられないということを避けなければなりませんので、連帯保証人に返還する資力が十分見込まれる場合のみを対象とするということでございます。この場合に、
<資力があると認める場合>とは、三角の括弧で書いてございますけれども、①として、返還債権額に見合うような換価価値の高い不動産等を所有している場合、②として、一定の給与所得があると見込まれる場合、に加えて、③として、預金通帳の写しなど資産の申告が該当者からあった場合、を考えているところでございます。

これらの例外的な取扱いを含めまして、裁判手続の相手方の確認につきましては、5 ページに（参考1）として、具体的な手続の流れをフロー図にして掲げてございます。

なお、同じく 5 ページの下段のほうでございますが、参考 2 としまして、裁判手続着手への具体的手順として、第 5 回監理委員会で確認していただきました事項の概要をまとめたものを添付してございますので、参考として御覧いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。委員の皆様から御意見や御質問がございましたらお願いします。

○西田委員

法律のことは余り詳しくありませんが、冒頭に説明があったように、この債権というのは通常金銭債権であるという前提に立ちますと、いわゆる債務者と連帯保証人がおられて、通常金銭債権の場合は、債務不履行にならないように債権者は本人か連帯保証人かいずれにも請求を出して、どちらから回収できればよく、後は当事者間の問題が残ると理解しておりました。今回、連帯保証人のみを裁判手続の相手方とする例外的な取扱いとして三つの要件が示されていますが、これらが充足された時のみ保証人のみを着手可能とするということですね。通常金銭債権でも、連帯保証人から借受者を対象としないように申出があるなどというのは考えられるのですか。僕はそれを教えてほしいんですよ。要するに連帯保証人が払ったら、法律的には後に連帯保証人から債務者に対する求償権の問題が生じるだけであって、債権者としては貸したお金が回収できるのだから問題ありませんし、人権上の配慮で、連帯保証人である方から本人へはどうしても訴えないで欲しいとの申出がないと、連帯保証人のみで請求できないというのが、少し分かりにくいのですが。

○安保委員長

ここでは、今京都市の方がいわゆる連絡対象者、連帯保証人に連絡を取ってもらっ

ていて、連帯保証人いわゆる連絡対象者からは、返還に応じず訴訟で争うと明確に意思表示されている場合を想定しているんでしょうね。連帯保証人が任意に払っていたければ返済手続に入るのですが、連帯保証人も返還に応じられない場合に、裁判を起こす時にどうするかという問題です。

○西田委員

分かりました。

○安保委員長

山下委員、いかがですか。

○山下委員

確認ですが、この契約関係は連帯保証ということで間違いはないんですね。

○事務局

連帯して債務に責任を負うということで、誓約等をいただく形になってございます。

○山下委員

最後まで保証人にしか請求しないという場合に、単なる保証人ならば主債務との関係で時効中断になりませんが、連帯保証の場合は絶対効があったと思いますので、その区別は非常に大きく、気になっておりましたので、そういうことなら問題ないと思います。

○安保委員長

田多委員はいかがでしょう。

○田多委員

今後、借受者の返還手続には長い時間が掛かると思いますので、借受者本人へお知らせする方法については慎重に検討していただきたいなと思います。

○事務局

今、御指摘がありましたように、私どもも先ほど人権上の新たな問題を引き起こさないような配慮が必要だと申しましたけれども、非常に慎重に十分配慮した対応が必

要だと考えております。その際に、やはり御家庭でどういう状況で認識されているかという部分を見逃すことはできませんので、連帯保証人又は連絡対象者となっている方と十分お話をし、そこにまずは理解を求めながら、本人の方にも必要に応じて御説明できるような状況を作っていくようにしてまいりたいと考えております。御指摘はしっかり受けとめまして、慎重な対応に努めてまいりたいと考えております。

○安保委員長

一つ質問ですが、この5ページの（参考1）のフロー図を見ますと、一番右で、最終的に保証人の方に資力がない場合は借受者のみと記載されていますが、通常は保証人に資力がなくても裁判を起こすときは借受者御本人と一緒に裁判を起こす場合が多いのではないかと思います。保証人も今は資力がなくても将来的には分かりませんが、裁判を何回もするのではなく、債務名義を得ておいたほうが訴訟経済かなうと思いますが、山下委員、いかがでしょうか。

○山下委員

委員長のおっしゃる通りだと思います。

○事務局

御指摘がございましたが、保証人に資力がない場合、例えば生活保護の受給者である場合などでも、今おっしゃられた話であれば対象とすべきということかもしれませんが、本当に保証人の方が自分のみを訴えて欲しいとお考えになるのであれば、先ほど申しましたように、例えば預金通帳等の写しを提出するという選択肢もあると思いますので、フローで示してはおりますが、現実的には余り例がないかと思っております。ただし、御指摘がありましたことについては、実際に事例が発生するような場合には当然検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○安保委員長

そうしましたら、フロー図の一番右のところは慎重に検討していただくということでよろしくお願ひします。

ほかに御意見はございませんでしょうか。そうしましたら、この意見聴取案件については承認ということによろしいでしょうか。

では、委員会として承認することといたします。

それでは、最後の意見聴取案件でございます。「平成２３年度における裁判手続の実施について」ということです。事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「平成２３年度における裁判手続の実施について」御説明します。資料５を御覧ください。

これは、平成２３年度における裁判手続の実施につきまして、前回の第５回監理委員会におきまして、裁判手続着手の考え方について御審議をいただいたところでございます。その際、裁判手続着手の対象となる滞納額が１００万円以上となる者の見込みが二人であると御報告しておりましたけれども、その後９月に第４回目の催告をし、１１月には平成２２年度返還分の督促を含めた最終催告を行っておりますが、納付期限後も返還手続には応じていただいておりますが、現在のところも納付の確認ができていないということで、やむを得ず裁判に向けた手続に着手していくというものでございます。

「１ 裁判手続着手対象者と実施内容について」でございます。表になってございますけれども、Ｎｏ．１の借受者Ａにつきましては、借受者及び連帯保証人を裁判対象者として、滞納額１２９万６，０００円の返還を請求することとし、また、Ｎｏ．２の借受者Ｂにつきましては、連帯保証人のみを裁判対象者として、滞納額１０８万７，３４０円の返還を請求することとし、共に民事訴訟の方法で平成２４年３月に裁判に着手することを予定しているものでございます。

次に、「２ 今後の裁判手続に向けた予定について」でございます。

まず、「(1) 平成２３年１２月１日 法的措置通知書の送付」のとおり、先ほどの対象者に対しまして、滞納額全額の納入を再度催告するとともに、返還に応じていた

だけない場合は法的措置，この場合は民事訴訟を想定しておりますけれども，それを実施することを通知します。ただし，この場合においても，滞納額全額の納入又は分納誓約のうえで初回分を納入された場合には裁判手続を取り止めるということとなります。

次に，「(2) 平成24年2～3月 市会への付議・議決」とありますが，法的措置通知書の送付後も，返還に応じていただけなかった場合には，市会に訴えの提起を付議し，御審議をお願いすることとなります。

そして，市会で御承認いただけた場合は，「(3) 平成24年3月 裁判着手」のとおりで，速やかに裁判に着手するということでございます。

概要は以上のとおりでございます。

次に，個別に案件の状況を御報告させていただき，裁判着手の要件を満たしているか等の観点から御審議いただく必要がございますが，個人情報に関する内容にも触れることになりますことから，これからの進行について改めて御提案いたします。

○事務局

それでは，ただ今西尾から説明させていただきましたように，本件につきましては2件予定しているところでございますが，借受者個人のプライバシーに配慮する必要がございますので，個別の案件とその報告事項については，非公開とさせていただきたいのですが，いかがでしょうか。

○安保委員長

事務局から提案がありましたが，本件については個別の案件の報告になりまして，審議も個別の事情に応じて審議をするということですので，非公開とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは，本件の案件の報告及び審議については非公開で行うことにいたします。

そうしますと，先に他の案件について進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。最後に、本日の議事のところで「(3) その他」というところがございますが、委員の皆様から本日の報告とか意見聴取案件以外のことで何か御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局からはいかがでしょうか。

○事務局

それでは、私のほうからは1点だけですが、資料6、資料7というものを今回添付させていただいておりますので、御紹介します。これは先ほど説明いたしましたように、平成12年度以前に返還を開始したものについては一律に免除するという取扱いをしておりますが、これに対して住民訴訟が提起されておりました。それについて、7月19日に原告の請求を棄却する旨の京都地裁の判決が出ておりまして、その後、原告から控訴の提起がありました。資料6でそれらの概要を、資料7で地裁の判決文を、それぞれ載せておりますので、また御覧いただけたらと思っております。よろしくをお願いいたします。

○事務局

事務局のほうから続いて説明させていただきますが、議事録については、事務局で案を作成させていただきまして、委員長に御確認をいただいたうえで公表させていただきます。この後、非公開で御審議いただく部分につきましても、公開が可能な範囲で公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回以降の委員会の日程でございますが、今後の事務の進捗状況につきましては、平成24年6月ごろを目途に、平成23年度の実施状況の御報告をさせていただきたいと考えております。また、個別の案件が出てきましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたく考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○安保委員長

それでは、先ほどに引き続いて、平成２３年度における裁判手続の実施について報告をいただいて審議を行いますので、申し訳ございませんが、傍聴者の方、報道関係の方がいらっしゃいましたら、ここで御退席いただきますようお願いいたします。

〔傍聴者及び報道関係者退席〕

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮し、全体を要約した表現に修正しています。

○安保委員長

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

それでは、先ほどに引き続きまして、ただ今配付いたしました「裁判手続着手対象者の具体的な状況について」に基づきまして御説明をいたします。

なお、裁判手続着手への具体的な手順としましては、先ほども申し上げましたが、資料４の５ページの（参考２）のところにまとめたものがございますので、必要に応じて見ていただけたらと考えております。

では、資料に基づきまして説明させていただきます。案件ごとに詳細の内容を調書としてまとめてございます。

まず、「１ Ａ（借受者）及びＸ（連帯保証人）について」でございますが、「(1) 裁判着手の要件への適合状況について」でございます。

「ア 滞納額について」でございますが、これは要件といたしましては、滞納額が１００万円以上の者としていただいておりますが、「貸与の状況」としまして大学分と大学院分で総額約６５０万円を貸与し、「返還の状況」としまして約１３０万円は既に自立促進援助金で返還済みとなっておりますが、それ以外で個人からの返還

は一切なく、返還残額が約 520 万円となっており、うち約 130 万円が滞納となっておりま。したがいまして、100 万円を上回っておりまので、要件を満たしているということございま。

次に、「イ 督促・催告の実施状況について」ございますが、これは要件といたしましては督促後約 1 年をかけて 4 回程度の催告をしても返還に応じない者としているところございま。「督促・催告の実施状況」に記載しておりまように、平成 23 年 9 月末までには平成 19・20 年度返還分では督促後 4 回の催告をしております、平成 21 年度返還分では督促後 3 回の催告を行っております。その後、平成 22 年度返還分の督促と併せまして最終催告をしておりますので、平成 21 年度分以前については 5 回又は 4 回の催告をしていることになりま。そして最終催告の履行期限後も返還には応じていただいておりますので要件を満たしていると考えております。

次に、「ウ 資力の有無について」ございますが、これは要件といたしましては、資力がないことが明らかな者以外は資力があるとみなすというものでして、具体的には不動産、自動車、その他就業状況等を把握することとしております。

まず、「a 借受者について」ございますが、資力調査の結果、資力がないことが明らかとは言えず、資力があると判断しております。

また、「b 連帯保証人について」ございますけれども、資力調査の結果、資力があると判断しているところございま。

次に、「(2) 裁判手続の相手方の確認について」ございま。これは、借受者本人及び連帯保証人の両方を基本としておりますが、本日、「奨学金返還事務における借受者本人への対応」に関して、連帯保証人のみを相手方とする例外的な取扱いを御審議いただき、確認いただいたところございますが、この点について、9 月の時点で連帯保証人に対して借受者本人への人権上の配慮が必要かどうかを確認したところ、借受者との相談の上、特に配慮を申し立てず、催告書を借受者本人の住所地に直接送

付しても構わないということでございましたので、原則どおり借受者本人及び連帯保証人を相手方とすべきものと考えております。

最後に、「(3) 裁判手続の手法について」でございます。これは、基本的には自主的な解決を図ることを目的として民事調停を申し立てることとしておりますが、訴訟で争う意思を再三にわたり示されているなど争う意思が明確と認められる場合には、民事調停が成立する見込みが乏しいため、民事訴訟の提起を検討するとしてきたものでございます。連帯保証人においては、これまでから奨学金制度の見直しに納得しておらず、返還意思はなく、訴訟で争うとの意思をたびたび示されておりました。最終催告送付後にも電話にて確認いたしましたが、それらの意思については変わっていないということでございました。

また、借受者本人については直接話をしておりませんが、催告の4回目及び最終催告を送付しても、今までのところ一切御連絡をいただいておりますので、連帯保証人と同様の意向であると考えざるを得ないと考えております。したがって、この場合は、民事調停が成立する見込みは極めて乏しいため、民事訴訟を提起するのが適当であると判断しております。

引き続き、2番目も説明させていただいてよろしいでしょうか。

○安保委員長

お願いいたします。

○事務局

それでは、「2 B（借受者）及びY（連帯保証人）について」でございます。

まず、本文の「(1) 裁判着手の要件への適合状況」についてでございます。

「ア 滞納額について」でございます。「貸与の状況」としまして、大学分と大学院分で合計約540万円を貸与していたところ、「返還の状況」としまして、約140万円は既に自立促進援助金で返還済みとなっておりますが、それ以外の個人からの返還は一切なく、返還残額が約400万円となっております。うち約110万

円が滞納額でございまして、滞納額が100万円を上回っているということでござい
ますから要件を満たしております。

次に、「イ 督促・催告の実施状況について」でございまして。平成19・20年度
返還分では督促後4回の催告をし、平成21年度返還分では督促後3回の催告をして
おりまして、その後、平成22年度返還分の督促と併せて最終催告をしておりますの
で、平成21年度分以前については5回又は4回の催告をしているということになり
ます。そして最終催告の履行期限後も返還にいただいておりますので、要件を満た
しているということでございます。

次に、本文の「ウ 資力の有無について」、の「a 借受者について」でございませ
んが、資力調査の結果、資力がないことが明らかとは言えず、資力があると判断をして
おります。

また、本文の「b 連帯保証人について」でございまして、資力調査の結果、資力が
あると判断しております。

次に、本文の「(2) 裁判手続の相手方の確認について」でございまして。借受者は結
婚しておりまして、配偶者に同和地区出身者であることを伝えてないということから、
裁判により返還を求める場合には連帯保証人のみを訴えてほしい旨の申出をかねてか
ら連帯保証人から受けてございました。連帯保証人に面談した際に、それまでにお話
を聞いていた内容を整理した申立書を提出いただいております、受領しているというところ
でございます。

また、住民票を確かめたところ、借受者本人は婚姻していることを確認してござい
ます。したがって、連帯保証人から申出があり、配偶者に同和地区出身者である
ことを伝えていないという点で、人権上の配慮が必要とされる場合に該当いたします。
かつ、住民票からそれらの結婚の事実等が矛盾してないことが確認できております。
さらに、連帯保証人には債務を履行するだけの資力があることも確認できております
ので、本日確認いただきました連帯保証人のみを相手方とする例外的な取扱いの三つ

の要件のいずれにも該当し、連帯保証人のみを相手方にしても差し支えないと判断しております。

最後に、本文の「(3) 裁判手続の手法について」でございますが、連帯保証人は、かねてから奨学金の返還に応じる意思がないことを明確かつ一貫して示されており、最終催告書の送付後に電話にて確認しましてもそれらの意思は変わらないということで、司法の判断に委ねたい旨の発言もございました。したがって、この場合は民事調停が成立する見込みは極めて乏しいことから、やむを得ず民事訴訟を提起するのが適当であると判断しております。

事務局からの説明は以上でございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安保委員長

ありがとうございました。そうしましたら、順番に審議をしていきたいと思えます。まず、No. 1の対象者についてですが、御質問等はございますでしょうか。

この借受者の方は婚姻はされておられるのでしょうか。

○事務局

結婚されております。

○安保委員長

裁判をされると、争われる意思を明確にされておられるので、訴訟もすぐには結審しないと思うのですが、次の履行期限が到来して新たに滞納となってくる分については請求額の拡張をされるのですか。次の平成23年度返還分もまた滞納になられたら、請求額を拡張されるという形で進めて行かれるのでしょうか。

○事務局

裁判がどの程度進行するかにもよりますが、私どもの弁護士とも相談しつつ、適切な対応という意味では、請求額の内容については補正して対応していくということになろうかと思えます。

○山下委員

このようなケースですと、そもそも履行しない意思が明確ということなので、将来請求も場合によっては可能と思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

私どもとしては、返還計画書受領時に20年間で払うという内容を認めてございまして、それを今一方的にこちらで無効とするという判断はせずに、とりあえず履行期ごとの請求と考えております。将来的にはやり取りの中で考えなくてはいけないかもしれませんが、今ただちにそうすることが適当とは考えておりません。

○安保委員長

西田委員、いかがでしょうか。

○西田委員

御説明していただいた内容は、事実関係も含めて、いわゆる裁判手続着手の条項に該当していますので、これで良いと思っております。

○安保委員長

田多委員はいかがでしょう。

○田多委員

確認ですが、裁判費用はどのぐらい必要でしたでしょうか。

○事務局

まず、第一審の弁護士費用等と言いますと、50万円は超えるものになるかと思いますが、その後控訴等があれば更に増えることになろうかと思えます。最終的な費用としては、これは勝訴した場合ですが、強制執行等の手続費用等も更に考えなくてはいけないと思っております。おおよそ今のところで言うと、50万円から100万円の間ぐらいということで、前回の監理委員会で御説明したように50万円で裁判をするに見合うか否かの線引きをさせていただいております。

○安保委員長

裁判する場合、民事法定利息も請求されるのですか。

○事務局

はい。そのように考えております。

○安保委員長

知らないのを教えていただきたいのですが、訴訟の提起には市会の議決が必要ということですが、その際にはどの程度説明をされるのですか。

○事務局

訴えの提起の内容としましてはそれほど詳細なものではなく、どういう案件のものを誰に対して請求するかという話になろうかと思います。また、それに基づいて議案の説明書等を提出することになるかと思いますが、当然その内容についても、プライバシーにかかわるものは触れられないかと思いますが、内容を判断することができる範囲で御説明をさせていただくということになろうかと思っております。まだ、細かい確認まではしておりませんが、イメージとしては、本日御説明したような細かい内容は想定しておりません。

○安保委員長

誰に対してというのは議決のときには必要ないですかね。

○事務局

この場合は、No. 2のケースですと、借受者本人については除く形になり、連帯保証人に対して請求することとなりますが、その際には当然、借受者本人についての記載は除く形で取り扱っていくことになろうかと思います。

一方、裁判においては公開が原則ですので、主債務がどういうものかというのは当然そこで明らかにされるということはあるかと思いますが、傍聴があったとしても、細かい内容については書面等でのやり取りとなりますから、実質的にはわからないかと思っております。その辺りについては弁護士を通じて裁判所と慎重に調整し、問題が生じないように対応してまいりたいと考えております。

○安保委員長

例えば、特にプライバシーに配慮しなければならない裁判の場合は、資料等の閲覧許可しないよう、あるいは法廷の外に名前を張り出さないように、その理由を付して上申をすることも可能かと思います。裁判そのものは公開法廷になるのですが、外では分からないよう手続をする場合もありますので、代理人の弁護士と相談いただき適切に対応していただきたいと思います。

○事務局

貴重なアドバイスをいただきましたので、是非そういう形で対応したいと思います。

○安保委員長

では、N o . 2 の件で、事実関係とかで御質問はございませんでしょうか。

もしこれらの案件で例えば分納等をされたら裁判手続はしないということによろしかったですね。

○事務局

はい。その通りでございます。

○田多委員

N o . 1 の案件についてですが、借受者本人にも9月に簡易書留で催告書を出されたとのことで、それに対しての返事はまだ来ていないとのことでしたが、もう一回ぐらい働きかけをされてみてはいかがかと思ったのですが。

○事務局

難しいところがありまして、連帯保証人の方から話を聞いている範囲では、借受者本人も訴訟で争いたいという意思を示されているようです。今回、御本人の意思を確認するためにも最終催告書をお送りしているところですが、更にどの程度確認のために対応すべきかは少し迷うところではありますが、いずれにしろ、今回の委員会で御承認いただけたら法的措置通知書をお送りしますので、その後のやり取り等もあるかと思いますので、それらで対応していきたいと思います。

○安保委員長

9月に送られた簡易書留の催告書は、借受者本人は受領されているんですね。

○事務局

そうです。

○安保委員長

催告の内容は借受者本人も見ておられるとのことなので、見ておられて何か対応されるのであれば連絡があると思いますので、連絡をされないというのも一つの意思表示だとは思いますが。

○田多委員

そうですね。

○安保委員長

特に御質問はございませんでしょうか。

そうしましたら、N o . 1 及び N o . 2 の案件について、裁判手続の実施を承認するという事でよろしいでしょうか。

では、委員会として承認することといたします。

そうしましたら、次回の委員会は6月ということですが、市会で議決いただいて裁判提起をされたら、委員にはその旨を御連絡いただけますでしょうか。

○事務局

承知いたしました。

議決された場合の議決の内容や、裁判に着手した場合についてはその内容について、別途御報告いたします。

○安保委員長

裁判手続に入ることによって私たちも大変注目しております。是非、十分準備をしていただいて手続に入っていただきたいと思います。今回の裁判手続は、今後に変化いたしますので、御準備のほど、よろしくお願いします。

では、以上をもちまして第6回の委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。